

平成23年度版

耕作放棄地をよみがえらせよう！

～補助事業のご案内～

- ①(県の事業)
耕作放棄地解消緊急対策事業
- ②(国の事業)
耕作放棄地再生利用緊急対策

◆耕作放棄地対策事業

営農、景観などの観点から、耕作放棄状態の解消が必要な農地について、誰が使うか、何をやるか、土地条件をいかに整えていくか。こういった課題を解決するための支援メニューをご紹介します。

◆耕作放棄地対策の状況

世界においては食料需給が逼迫状況にあり、他方、日本においては農地面積の減少が続いており、農業生産力の向上や、多面的機能の発揮の点などからも、耕作放棄地を含む農地の有効活用が課題となっています。また、耕作放棄地は病害虫の発生源や、有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床、景観の悪化など、地域にも悪影響を及ぼします。

◆はじめに

世界においては食料需給が逼迫状況にあり、他方、日本においては農地面積の減少が続いており、農業生産力の向上や、多面的機能の発揮の点などからも、耕作放棄地を含む農地の有効活用が課題となっています。また、耕作放棄地は病害虫の発生源や、有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床、景観の悪化など、地域にも悪影響を及ぼします。

【再生前】



【再生後】



耕作放棄地対策事業(国・県)の対象区分図

	農用地区域	農用地区域外
自己所有地	県事業 (戦略作物など以外) 交付額2万円 国事業(戦略作物などを作付) ※田は主食用米を除く ほとんどの作物が対象	県事業 (戦略作物など以外) 交付額2万円 国事業(戦略作物などを作付) ※田は主食用米を除く ほとんどの作物が対象
自己所有地以外	国事業 交付額5万円(定額) または事業費の1/2相当額	県事業 (戦略作物など以外) 交付額3万円

金額は10a(反)
当たり単価

(注1) 戦略作物 麦、大豆、飼料作物、米粉用米、そば、なたねなど
(注2) 自己所有地・所有権のある農地(所有権移転後1年以上)
(注3) 自己所有地以外・借入地、作業受委託、所有権移転後1年以上
(注4) 国・県の対象区分及び交付額等は事業申請前に要確認

①耕作放棄地解消緊急対策事業(県)

事業に取り組める人：農業者、地域営農組織など

交付額	初年度のみ 3万円／10a (自己所有地は2万円／10a)	定額
-----	-------------------------------------	----

<取組の条件>

- ①3年間以上耕作を継続してください
②3年間は作付状況を報告してください

農用地区域外で交付対象となる耕作放棄地

※農用地区域内にある自己所有地は無条件で対象

ただし、②国事業の対象になる場合は、県事業の対象外です。

以下の条件に該当する積極的な農地活用に配慮すべきと判断されるケースです。

※①～③のいずれか1つ以上に該当すること

- ①宮農上配慮すべきケース：農用地区域に隣接、大規模(1ha)以上、都市農村交流、放牧など
- ②担い手育成に配慮すべきケース：新規就農者、認定農業者や農業生産法人など担い手が利用
- ③景観上配慮すべきケース：国道、県道沿い(道路端100m以内)、景観形成地域、新幹線沿線(鉄道敷500m以内)、主要鉄道沿い(同100m以内)、文化財の周辺

問い合わせ先	本庁 経済課 農業振興係	☎0968・86・5725
	総合支所 事業課 農業振興係	☎0968・34・3111(内線724)

ようこそくまもと大作戦 おもてなし活動を支援します！

目的…熊本県を訪れる人に“ほのかな幸せ感”や“心に残る感動”を持ち帰っていただくため、企業や学校、町民グループ、地域づくり団体、観光関連団体などが主体的に実施する「おもてなし」の取り組みに対して、助成や活動をPRすることでその輪がさらに広がることを目指しています。

対象範囲…下記の①～③要件を満たし、県内各地域の特色を生かした景観保全や観光地の美化運動、また、来訪者をわくわくドキドキさせ、幸せな気持ちになっていただけるような取り組みなど、具体的なおもてなし活動を対象とし、アイデア段階のものや構想段階のものなどについては、対象外となります。

- ①法令などに違反しないこと ②個人の利益を目的としないこと
③主に熊本県を来訪する人へのおもてなし活動であること

事業期間…平成24年3月31日まで

支援内容など…助成金を必要とする団体：1事業あたり30万円を上限とし、2事業まで。(運営自体に要する人件費・光熱水費・家賃など、打合せなどに伴う食糧費は助成対象経費に含みません)
助成金を必要としない団体：活動内容について診査を行い、選定された取り組みを県民総参加のおもてなし運動のさらなる活動展開へつなげていくため広くPRを行います。

応募資格…企業、学校、NPO法人、町民グループ、地域づくり団体、観光関連団体などの団体とし、個人での応募はご遠慮ください。

- ①熊本県内に事業所などを設置していること ②熊本県内で活動していること
③団体の定款、規則などを有すること ④宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
⑤助成対象となる事業を着実に実施できる事務および組織体制があること
⑥暴力団でないこと、または、暴力団もしくは暴力団統制下にある団体でないこと
⑦特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと

応募受付期間…10月3日(月)～31日(月)

応募提出書類…申請書1部

応募用紙は、熊本県観光サイト・なごみ紀行(<http://kumanago.jp/>)に掲載しています。

応募案件の選定 ようこそくまもと大作戦審査会において選定を行います。

- ①おもてなし面で来訪者の期待値を越えるものや来訪者に感動を与えるもの
②事業の創意工夫、先駆性、効果の高いもの ③多くの県民への普及可能性の評価
④運動の継続性の評価 ⑤過去の実績など

実績報告…事業終了後、おもてなし運動の取り組みに対する実績について、所定の報告書によりご報告いただきます。なお、おもてなし県民運動として取組活動を広く周知するため、研修会を開催する場合もあります。

助成金の交付…助成を必要とする団体については、事業完了後、実績報告書などの内容を確認し、助成金の額を確定します。(助成金の交付は概算払いによる支払いも可能)

問い合わせ・応募用紙提出先	ようこそくまもと大作戦 係 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1 県庁本館7階 熊本県観光課内 ☎096・333・2332 FAX096・385・7077
---------------	---